都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																														
		1. 就学援助制度の周知方法																														
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)										(2) (1)のコの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)					(4) (3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)							(6)(5)のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)						(8) (7)のカの内容
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他		ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	
59	59	32	21	14	15	35	23	43	1	3	12	12	3	8	44	0	4	4	36	6	15	0	0	0	4	4	26	0	13	25	0	5	5
福島県	福島市	○	○		○	○		○							○				○								○		○	○			
福島県	会津若松市	○	○		○	○	○	○							○						○						○			○			
福島県	郡山市	○	○	○		○	○								○						○						○						
福島県	いわき市	○	○		○	○		○							○				○										○	○			
福島県	白河市	○	○	○		○	○	○							○						○						○			○			
福島県	須賀川市	○	○	○		○	○	○							○				○								○		○	○			
福島県	喜多方市	○	○				○	○							○				○								○			○			
福島県	相馬市				○	○		○							○				○														
福島県	二本松市	○			○	○		○							○				○						○	新入学児童生徒学用品費の入学前支給のみ申請書を教育委員会へ直接提出							
福島県	田村市	○		○		○		○							○				○													○	前年度10月頃に児童生徒全員に就学援助費の資料を配布している。
福島県	南相馬市	○				○	○	○			○	他課で作成している子育て世帯向けのパンフレット等に案内を掲載			○				○										○	○			
福島県	伊達市	○	○		○	○	○	○							○						○									○			
福島県	本宮市	○			○	○	○	○							○						○									○			
福島県	桑折町			○			○	○									○	11月に次年度4月1日付認定分を募集する。 その後は随時申請を受付、申請月にさかのぼって認定。	○										○	○			
福島県	国見町							○			○	小・中学校入学前の保護者へは12月頃幼稚園・小学校を通じて案内を配布			○				○								○						
福島県	川俣町	○					○	○							○				○								○						
福島県	大玉村	○			○	○					○	学校だより等に制度を掲載			○						○						○						
福島県	鏡石町	○	○	○				○							○					○							○						
福島県	天栄村	○					○	○							○				○								○						
福島県	下郷町					○		○							○				○								○						
福島県	檜枝岐村										○	対象者がいないため、就学援助制度を策定していない。					○	対象者がいないため、申請期間を設定していない。							○	対象者がいないため、申請書の提出方法を設定していない。						○	対象者がいないため、周知をしていない。
福島県	只見町					○	○	○							○				○											○			
福島県	南会津町					○		○							○				○								○			○			
福島県	北塩原村	○				○	○	○							○				○											○			
福島県	西会津町	○				○		○							○				○											○			

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																														
		1. 就学援助制度の周知方法																														
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)										(2) (1)のコの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)					(4) (3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)							(6)(5)のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)						(8) (7)のカの内容
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けて当年度当年分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他		ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	
59	59	32	21	14	15	35	23	43	1	3	12	12	3	8	44	0	4	4	36	6	15	0	0	0	4	4	26	0	13	25	0	5	5
福島県	磐梯町		○			○									○					○							○						
福島県	猪苗代町	○			○										○				○														
福島県	会津坂下町	○	○					○			○	小学校入学前に幼稚園を通じて就学援助制度の書類を配布する。			○					○							○						
福島県	湯川村		○			○		○							○				○											○			
福島県	柳津町						○	○							○				○								○						
福島県	三島町			○	○	○								○					○										○				
福島県	金山町	○													○						○						○						
福島県	昭和村		○	○		○	○	○					○								○						○						
福島県	会津美里町	○		○	○			○							○				○											○			
福島県	西郷村	○		○		○	○		○						○				○														
福島県	泉崎村					○		○							○						○						○						
福島県	中島村		○	○		○	○	○							○				○										○				
福島県	矢吹町			○		○	○	○							○				○								○			○			
福島県	棚倉町	○	○			○					○	家庭環境に変化があった家庭(離婚等)に対して学校を通して随時制度の案内をしている。			○				○														
福島県	矢祭町		○			○		○							○				○											○			
福島県	塙町	○			○	○	○	○						○					○													○	新入学生の説明会にて就学援助の内容説明、申請書の配布を行っている。
福島県	鮫川村	○		○				○							○				○	○										○			
福島県	石川町				○	○		○							○				○										○	○			
福島県	玉川村					○		○							○				○								○						
福島県	平田村				○		○	○							○				○								○						
福島県	浅川町					○		○							○				○										○	○			
福島県	古殿町	○	○		○	○		○			○	年度末のPTA総会時に、教育委員会で作成した周知資料を配布。			○				○								○						
福島県	三春町							○		○				○					○											○			
福島県	小野町	○						○							○						○												
福島県	広野町		○				○	○			○	各学校を介し、全保護者に対して制度を書面で周知	○								○						○						
福島県	楢葉町						○	○						○						○									○	○			

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																													
		1. 就学援助制度の周知方法																													
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）　就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
59	59	32	21	14	15	35	23	43	1	3	12	12	3	8	44	0	4	4	36	6	15	0	0	0	4	4	26	0	13	25	0	5	5
福島県	富岡町		○							○	○	当町の現状は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力事故による避難を継続しており、町内においては、小中学校無償化事業において対応している。町外においては、避難先自治体の就学援助制度の案内を送付している。	○												○	町内においては、小中学校無償化事業において対応している。町外においては、避難先自治体の就学援助制度を案内している。					○	町内においては、小中学校無償化事業において対応している。町外においては、避難先自治体の就学援助制度を案内している。
福島県	川内村					○					○	PTA総会で説明			○						○								○	○			
福島県	大熊町										○	該当者がいないため周知していない					○	該当者がいないため申請がない			○											○	特に工夫していることはない
福島県	双葉町	○	○							○				○						○							○						
福島県	浪江町	○	○								○	昨年度に認定した世帯、新小学1年生のいる世帯へ書類を郵送。		○							○								○	○			
福島県	葛尾村	○												○							○								○				
福島県	新地町			○		○	○	○						○					○								○						
福島県	飯舘村	○															○	被災児童生徒就学支援事業活用のため実施していない。該当しない児童生徒に無償化を実施している。							○	被災児童生徒就学支援事業活用のため実施していない。該当しない児童生徒に無償化を実施している。							

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																					
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																					
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）											＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
59	59	40	4	8	4	3	0	2	40	0	0	4	0	0	0	0	1	4	11	23	1	11	11	11	10	19	13	3	0	4	5	5	0	0	2	6	1	1	2
福島県	福島市	○							○											○		○			○														
福島県	会津若松市	○							○										○			○	○	○	○	○													
福島県	郡山市	○							○											○		○	○	○			○												
福島県	いわき市	○							○										○			○	○		○														
福島県	白河市	○							○										○				○				○												
福島県	須賀川市	○							○									○				○	○	○		○				○									
福島県	喜多方市	○							○											○		○	○				○												
福島県	相馬市	○							○										○						○	○													
福島県	二本松市	○							○										○						○														
福島県	田村市	○							○											○						○					○	就学時健康診断結果通知の際に案内を同封。							
福島県	南相馬市	○							○											○		○				○		○											
福島県	伊達市	○							○											○					○	○													
福島県	本宮市	○							○											○					○														
福島県	桑折町	○							○											○				○		○	○												
福島県	国見町	○							○											○							○												
福島県	川俣町			○																														○	○				
福島県	大玉村	○							○									○							○	○													
福島県	鏡石町		○									○																											
福島県	天栄村	○							○											○						○	○												
福島県	下郷町			○																																○			小中学校に入学する児童生徒の保護者に対し入学祝い金の支給を行っているほか、学校給食費の全額補助など町独自の補助制度が充実しているため。また入学前支給後に転居などがあった場合、二重支給や支給漏れの恐れがあるため。
福島県	檜枝岐村					○																																	
福島県	只見町	○							○											○						○					○	1月に新入学入学予定者へ案内を送付している							
福島県	南会津町	○							○										○								○												
福島県	北塩原村	○							○											○		○					○												
福島県	西会津町	○							○											○		○				○													

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																				
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																				
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																																				
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに〇）									＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに〇をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに〇）					＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学は異なる）前支給とは自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
59	59	40	4	8	4	3	0	2	40	0	0	4	0	0	0	0	1	4	11	23	1	11	11	11	10	19	13	3	0	4	5	5	0	0	2	6	1	1	2
福島県	磐梯町	○							○												○					○		○											
福島県	猪苗代町	○							○									○													○	就学時健診時、教育委員会より資料配布と説明を行っている。							
福島県	会津坂下町	○							○											○		○	○				○											
福島県	湯川村	○							○											○			○			○												
福島県	柳津町		○									○																										
福島県	三島町					○																																
福島県	金山町				○																																	
福島県	昭和村	○							○										○				○	○		○												
福島県	会津美里町	○							○									○						○	○													
福島県	西郷村	○							○											○						○					○	上の学年に兄弟姉妹がいる場合、その保護者さんが既に認定されていれば入学前に支給している。							
福島県	泉崎村			○																																	○	一学期分支給の際に支給しているため
福島県	中島村	○							○										○				○	○		○	○											
福島県	矢吹町	○							○											○				○														
福島県	棚倉町	○							○											○			○				○			○								
福島県	矢祭町			○																														○	○			
福島県	塙町		○									○																										
福島県	鮫川村	○							○										○					○														
福島県	石川町	○							○											○				○	○	○		○										
福島県	玉川村			○																															○			
福島県	平田村	○							○											○							○											
福島県	浅川町	○							○											○						○												
福島県	古殿町			○																															○			
福島県	三春町	○							○											○										○								
福島県	小野町	○							○										○			○					○											
福島県	広野町	○							○								○														○	住基及び避難者情報に基づき、対象学齢児がいる世帯すべてに対し周知。							
福島県	楢葉町		○									○																										

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																					
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																					
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）											＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給をいないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用をすでに無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業量が増加するから	エ．（入学は異なる）前支給とは自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
59	59	40	4	8	4	3	0	2	40	0	0	4	0	0	0	0	1	4	11	23	1	11	11	11	10	19	13	3	0	4	5	5	0	0	2	6	1	1	2
福島県	富岡町				○			町内においては、小中学校無償化事業において対応している。町外においては、避難先自治体の就学援助制度を案内している。																																	
福島県	川内村	○							○											○										○									
福島県	大熊町					○																																	
福島県	双葉町			○																																○			
福島県	浪江町			○																																○			
福島県	葛尾村				○																																		
福島県	新地町	○							○										○					○		○													
福島県	飯舘村				○			被災児童生徒就学支援事業活用のため実施していない。該当しない児童生徒に無償化を実施している。																																

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																	
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																											3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）							
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																											（1）当てはまるもの1つに〇							（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに〇）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容							
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学は前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
59	59	40	4	8	4	3	0	2	40	0	0	4	0	0	0	0	1	5	11	22	1	0	2	6	1	1	2	13	0	29	1	2	10	4	4
福島県	福島市	〇							〇											〇								〇							
福島県	会津若松市	〇							〇										〇											〇					
福島県	郡山市	〇							〇											〇										〇					
福島県	いわき市	〇							〇										〇									〇							
福島県	白河市	〇							〇										〇									〇							
福島県	須賀川市	〇							〇									〇										〇							
福島県	喜多方市	〇							〇											〇										〇					
福島県	相馬市	〇							〇										〇											〇					
福島県	二本松市	〇							〇										〇											〇					
福島県	田村市	〇							〇											〇										〇					
福島県	南相馬市	〇							〇									〇															〇		
福島県	伊達市	〇							〇											〇										〇					
福島県	本宮市	〇							〇											〇								〇							
福島県	桑折町	〇							〇											〇										〇					
福島県	国見町	〇							〇											〇										〇					
福島県	川俣町			〇																			〇	〇						〇					
福島県	大玉村	〇							〇									〇												〇					
福島県	鏡石町		〇									〇																		〇					
福島県	天栄村	〇							〇											〇										〇					
福島県	下郷町			〇																					〇		小中学校に入学する児童生徒の保護者に対し入学祝い金の支給を行っているほか、学校給食費の全額補助など町独自の補助制度が充実しているため。また入学前支給後に転居などがあった場合、二重支給や支給漏れの恐れがあるため。			〇						
福島県	檜枝岐村					〇																											〇		
福島県	只見町	〇							〇											〇										〇					
福島県	南会津町	〇							〇										〇											〇					
福島県	北塩原村	〇							〇											〇										〇					
福島県	西会津町	〇							〇											〇								〇							

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																										3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）						
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																										（1）当てはまるもの1つに○						（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容							
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
59	59	40	4	8	4	3	0	2	40	0	0	4	0	0	0	0	1	5	11	22	1	0	2	6	1	1	2	13	0	29	1	2	10	4	4
福島県	磐梯町	○							○												○									○					
福島県	猪苗代町	○							○									○												○					
福島県	会津坂下町	○							○											○													○		
福島県	湯川村	○							○											○													○		
福島県	柳津町		○									○																						○	認定の判断基準等を整備しておらず、今後の検討としている。
福島県	三島町					○																											○		
福島県	金山町				○																												○		
福島県	昭和村	○							○										○									○							
福島県	会津美里町	○							○									○															○		
福島県	西郷村	○							○											○								○							
福島県	泉崎村			○																						○	一学期分支給の際にまとめて支給しているため			○					
福島県	中島村	○							○										○													○			
福島県	矢吹町	○							○											○								○							
福島県	棚倉町	○							○											○												○			
福島県	矢祭町			○																			○	○									○		
福島県	塙町		○									○																		○					
福島県	鮫川村	○							○										○											○					
福島県	石川町	○							○											○														○	特に対応していない
福島県	玉川村			○																				○							○				
福島県	平田村	○							○											○								○							
福島県	浅川町	○							○											○								○							
福島県	古殿町			○																				○						○					
福島県	三春町	○							○											○										○					
福島県	小野町	○							○										○											○					
福島県	広野町	○							○								○													○					
福島県	楢葉町		○									○																		○					

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																											3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）						
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの１つに○）																											（1）当てはまるもの１つに○						（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）				＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容							
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学は異なる）前支給とは自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
59	59	40	4	8	4	3	0	2	40	0	0	4	0	0	0	0	1	5	11	22	1	0	2	6	1	1	2	13	0	29	1	2	10	4	4
福島県	富岡町				○			町内においては、小中学校無償化事業において対応している。町外においては、避難先自治体の就学援助制度を案内している。																										○	町内においては、小中学校無償化事業において対応している。町外においては、避難先自治体の就学援助制度を案内している。
福島県	川内村	○							○											○								○							
福島県	大熊町					○																											○		
福島県	双葉町			○																				○						○					
福島県	浪江町			○																				○						○					
福島県	葛尾村				○																												○		
福島県	新地町	○							○										○									○							
福島県	飯舘村				○			被災児童生徒就学支援事業活用のため実施していない。該当しない児童生徒に無償化を実施している。																										○	被災児童生徒就学支援事業活用のため実施していない。該当しない児童生徒に無償化を実施している。

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																		
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																																		6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																		（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）で子と回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	4.（1）でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を定めているものの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」に○をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）で「イ．反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																										ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者が所得層の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他		年	月	
59	59	51	53	48	50	50	53	29	27	43	47	33	31	38	29	23	11	7	0	7	39	0	7	3	21	11	7	11	3	0	0	11	11	
福島県	福島市	○														○	○				1.3					○						平成30	4	15%未満
福島県	会津若松市	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○																			15%未満
福島県	郡山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3													15%未満
福島県	いわき市																○				1.3				○		○							15%未満
福島県	白河市	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3				○				○					15%未満
福島県	須賀川市	○	○	○	○	○	○			○	○						○			○	1.3		上記項目以外として、「その他」の項目があり、特別な理由で子供を就学させるのが困難である場合に該当する。 （東日本大震災被災者、地震等災害被災者、新型コロナによる収入減少世帯が該当している。）			○						平成25	7	10%未満
福島県	喜多方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.4				○			○						15%未満
福島県	相馬市	○	○	○	○	○	○			○	○							○			1.2													5%未満
福島県	二本松市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3					○						平成26	4	15%未満
福島県	田村市		○		○	○	○				○					○					1.3					○						平成25	8	10%未満
福島県	南相馬市	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.2				○			○						15%未満
福島県	伊達市															○				○	1.3			その他教育委員会が特に必要があると認める者		○						平成24	4	15%未満
福島県	本宮市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					1.3					○						平成30	10	10%未満
福島県	桑折町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3					○						平成23	10	10%未満
福島県	国見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○	1.3			世帯更生貸付補助金による貸付		○			○					10%未満
福島県	川俣町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					1.5					○			○					10%未満
福島県	大玉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			5%未満
福島県	鏡石町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○																			10%未満
福島県	天栄村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3					○			○					10%未満
福島県	下郷町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○										下郷町の要綱では、「教育長が特に認める者」として認定基準サ・シ・スがある。これは、認定基準ア～カ・ケ・コ・セに当てはまらなかった者がサ・シ・スのいずれかに当てはまる場合、認定される。									10%未満
福島県	檜枝岐村																			○				対象者がいない為。										0%未満
福島県	只見町																	○			1.3													10%未満
福島県	南会津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3													15%未満
福島県	北塩原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3				○			○						10%未満
福島県	西会津町	○	○	○	○	○	○				○	○		○		○					1.3				○			○						25%未満

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																	
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																												5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに〇）																		（2）（1）でソ、タ又はチに〇をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）でツに〇をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）で子と回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	4.（1）でソ、タに〇をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応									令和4年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が きわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の0.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの （例：課税最低限度額の10倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」に〇をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）で「イ．反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																										ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者が得滑の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他		年	月	
59	59	51	53	48	50	50	53	29	27	43	47	33	31	38	29	23	11	7	0	7	39	0	7	3	21	11	7	11	3	0	0	11	11	
福島県	磐梯町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3													10%未満
福島県	猪苗代町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			10%未満
福島県	会津坂下町	○	○	○	○	○	○				○													児童扶養手当受給者については、非課税もしくは町民税に係る所得割額が課されていない場合のみ該当。											5%未満
福島県	湯川村	○	○	○	○	○	○										○				1.3				○		○							10%未満
福島県	柳津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3				○			○						5%未満
福島県	三島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○						平成28	4	0%未満
福島県	金山町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○																					5%未満
福島県	昭和村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			10%未満
福島県	会津美里町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○			○			1.3													15%未満
福島県	西郷村	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				1.3				○			○						15%未満
福島県	泉崎村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○		○							10%未満
福島県	中島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○																			15%未満
福島県	矢吹町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○				○	1.3			教育委員会が援助費の支給が特に必要と認める者		○						平成24年	12	15%未満
福島県	棚倉町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					1.5				○		○							10%未満
福島県	矢祭町		○				○							○																				10%未満
福島県	塙町	○	○	○	○	○	○			○							○				1.3					○						平成26	4	15%未満
福島県	鮫川村	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○																			5%未満
福島県	石川町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○				1.3					○						平成24	12	10%未満
福島県	玉川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○		○							10%未満
福島県	平田村	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○																				5%未満
福島県	浅川町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○																				15%未満
福島県	古殿町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					1.1				○		○							5%未満
福島県	三春町	○	○		○		○					○	○	○				○			1.3													20%未満
福島県	小野町	○	○	○	○	○	○			○	○			○																				10%未満
福島県	広野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○				○					10%未満
福島県	楢葉町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○				1				○				○					10%未満

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																															
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに〇）																	（2）（1）でソ、タ又はチに〇をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）でツに〇をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）で子と回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	4.（1）でソ、タに〇をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応									令和4年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の10倍、1.5倍等）（係数および安額を（3）に記入してください。）	テ．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			（1）．令和5年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」に「イ．従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）で「イ．反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																								ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者が所得層の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他		年	月	
59	59	51	53	48	50	50	53	29	27	43	47	33	31	38	29	23	11	7	0	7	39	0	7	3	21	11	7	11	3	0	0	11	11	
福島県	富岡町																			○			町内においては、要保護・準要保護児童生徒間係なく小中学校無償化事業において対応している。町外においては、避難先自治体の就学援助制度を案内している。												0%未満
福島県	川内村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		東日本大震災等により被災し、就学が困難と認められる者		○			○						20%未満
福島県	大熊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			0%未満
福島県	双葉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○																				0%未満
福島県	浪江町	○	○				○										○				1				○			○						0%未満
福島県	葛尾村	○	○	○	○	○	○		○	○	○																							0%未満
福島県	新地町	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.2				○		○							15%未満
福島県	飯舘村		○		○	○	○																	実績なし										0%未満

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																										
		7. 令和5年度準要保護就学援助額																																										
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																										
		（1）費目毎の援助額																																										（2）補足事項
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等									通学費										修学旅行費										
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	
59	59	56	1	1	17	17	17	37	37	3	6	55	2	2	13	13	13	39	39	2	9	17	12	12	3	3	3	0	0	3	14	51	23	23	26	26	26	0	0	3	7	19
福島県	富岡町									○	無償化									○	無償化									○	無償化									○	無償化	当町の就学援助規則には学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）、学校給食費が費目に定められているが、町内においては、要保護・準要保護児童生徒関係なく小中学校無償化事業において対応していたため、要保護・準要保護の実績なし。町外においては、避難先自治体の就学援助制度を案内している。
福島県	川内村	○						○	11630			○						○	54060																							
福島県	大熊町	○			○	11630	0					○			○	54060	0															○			○	22690	0					平均支給額については、就学援助の実績がないため。 通学用品費については、2～6年生が支給対象。 医療費については、小学1年生から中学3年生が無料。
福島県	双葉町	○										○										○										○										
福島県	浪江町	○						○	11630			○						○	54060													○	○	7140								
福島県	葛尾村	○			○	11100	0				実績無し	○	○	0							実績無し											○	○	0							実績無し	
福島県	新地町	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	3500					
福島県	飯舘村										実績なし										実績なし										実績なし										実績なし	実績なし

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |